

外国人向け I C カード乗車券取扱規則

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規則は、京成電鉄株式会社（以下「当社」という。）における、外国人向け I C カード乗車券による訪日外国人旅客（以下「旅客」という。）の運送等について、その使用条件を定め、もって旅客の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

- 第 2 条 当社において旅客の運送等を行う外国人向け I C カード乗車券は、この規則の定めるところによる。
- 2 この規則が改定された場合、以後の外国人向け I C カード乗車券による旅客の運送等については、改定された規則の定めるところによる。
- 3 当社はこの規則を相当な範囲で変更することがある。この場合、当社は変更の時期および変更内容を予め当社ホームページ等への掲載等により告知するものとする。
- 4 この規則に定めのない事項については、法令、当社の旅客営業規則および株式会社パスモが定める P A S M O P A S S P O R T 取扱規則等の定めるところによる。

(用語の意義)

- 第 3 条 この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 「外国人向け I C カード乗車券」とは、株式会社パスモが発行する P A S M O P A S S P O R T を媒体とする乗車券等をいう。
- (2) 「 I C 取扱事業者」とは、 P A S M O P A S S P O R T 取扱規則に規定する事業者をいう。
- (3) 「 I C 鉄道事業者」とは、前号に規定する I C 取扱事業者のうち、鉄道事業者をいう。
- (4) 「 S F 」とは、専ら旅客運賃の支払いや乗車券類との引換えに充当する、外国人向け I C カード乗車券に記録された金銭的価値をいう。
- (5) 「 I C S F 乗車券」とは、 S F により旅客の運送等に供する外国人向け I C カード乗車券をいう。
- (6) 「大人用 P A S M O P A S S P O R T 」とは、大人の使用に供する P A S M O P A S S P O R T をいう。
- (7) 「小児用 P A S M O P A S S P O R T 」とは、小児の使用に供する P

A S M O P A S S P O R T をいう。

- (8) 「I C 企画乗車券」とは、I C 鉄道事業者が旅客営業規則等に定める旅客運賃の割引を行う乗車券（以下、「企画乗車券」という。）の機能を P A S M O P A S S P O R T に付加した外国人向け I C カード乗車券をいう。
- (9) 「チャージ」とは、外国人向け I C カード乗車券に入金することをいう。
- (10) 「発行手数料」とは、P A S M O P A S S P O R T 取扱規則に定める手数料をいう。
- (11) 「レファレンスペーパー」とは、外国人向け I C カード乗車券の登録情報が確認できるご案内票をいう。
- (12) 「改札機等」とは、外国人向け I C カード乗車券の改札を行う機器をいう。
- (13) 「精算機等」とは、外国人向け I C カード乗車券の精算およびチャージを行う機器をいう。
- (14) 「最低運賃相当額」とは、第 7 条第 2 項に規定する普通旅客運賃で、当該乗車駅から隣接駅までの区間に対して適用される最も低額な運賃をいう。
- (15) 「乗継駅」とは、乗継割引適用区間で、一旦改札を出て他の鉄道事業者線へ乗換える駅をいう。
- (16) 「乗換駅」とは、当社線内の他の路線に乗換えるため、一旦改札を出場する駅をいう。

(契約の成立および適用規定)

- 第 4 条 外国人向け I C カード乗車券による旅客運送の契約は、駅において乗車の際に改札機等による改札を受けたときに旅客と当社の間において成立する。
- 2 前項にかかわらず、I C 企画乗車券による旅客運送の契約は、その企画乗車券を発売したときに成立する。
- 3 前各項の規定によって契約の成立したとき以降における取扱いは、別段の定めをしない限り、その契約の成立したときの定めによるものとする。

(S F の有効期限)

- 第 5 条 外国人向け I C カード乗車券の S F は、発売日から起算して 2 8 日間を超えて使用することはできない。

(使用方法および制限事項)

- 第 6 条 外国人向け I C カード乗車券を使用して乗車するときは、改札機等による改札を受けて入場し、同一の外国人向け I C カード乗車券により改札機等による改札を受けて、出場しなければならない。
- 2 外国人向け I C カード乗車券を使用して乗車するときは、常にレファレンスペーパーを携帯するものとし、係員からの請求があるときは、いつでもその所持するレファレンスペーパーを呈示しなければならない。

- 3 出場時に S F 残額が減額する運賃相当額に満たないときは、精算機等において不足額を支払い、出場するものとする。
- 4 外国人向け I C カード乗車券の S F を使用して別の P A S M O P A S S P O R T および当社が別に定める乗車券等との引換えはできない。
- 5 入場時に使用した外国人向け I C カード乗車券を出場時に使用しなかった場合は、当該外国人向け I C カード乗車券で再び入場することはできない。
- 6 次の各号のいずれかに該当するときは、外国人向け I C カード乗車券を直接改札機等で使用できないことがある。
 - (1) 入場時に S F 残額が当該駅の最低運賃相当額に満たないとき。
 - (2) 旅客が、出場時に改札機等で旅客運賃の減額ができない経路を乗車したとき。
 - (3) 外国人向け I C カード乗車券の破損、改札機等の故障または、停電等により改札機等による外国人向け I C カード乗車券の内容の読取りが不能となったとき。
- 7 外国人向け I C カード乗車券を使用して、乗車以外の目的で駅に入出場することはできない。
- 8 I C 企画乗車券の有効区間内の駅を発駅もしくは着駅とする他の乗車券と併用することができる。この場合は、第 1 項に規定する使用方法と同様の取扱いを受けたこととみなす。
- 9 前条に定める有効期限を超えた外国人向け I C カード乗車券は、チャージすることができない。
- 10 外国人向け I C カード乗車券には、前条の有効期限を超える期間を含む I C 企画乗車券は発売しない。
- 11 P A S M O P A S S P O R T 取扱規則に規定する有効期限内であっても、12 歳となる年度の 3 月 31 日を超えた旅客は、小児用 P A S M O P A S S P O R T を使用することができない。
- 12 偽造、変造または不正に作成された外国人向け I C カード乗車券、S F または企画乗車券の機能を使用することはできない。

(運賃等)

- 第 7 条 この規則における普通旅客運賃は、第 6 条第 1 項の定めにより乗車した場合に適用する運賃をいう。
- 2 前項に定める普通旅客運賃のうち、大人片道普通旅客運賃は、旅客の乗車する発着区間のキロ程により、第 7 条の 2、第 7 条の 3、第 7 条の 4、第 7 条の 5 の各条によって区分した 1 円単位運賃とする。
 - 3 旅客が第 6 条第 1 項に定める使用方法によらず乗車した場合であっても、当社が特に認めた場合は、前項に定める普通旅客運賃を適用することがある。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、旅客営業規則に定める普通旅客運賃を適用する。

- (1) 第6条第8項の規定により他の乗車券を併用した場合で、旅客営業規則に定める乗車券で旅行を開始した場合
- (2) 第6条第8項の規定により他の乗車券を併用した場合で、併用した乗車券について旅客営業規則に定める区間変更の取扱いを行った場合

(普通旅客運賃に加算してS F 残額から減額する鉄道駅バリアフリー料金)

第7条の2 第7条の3第1項、第4項、第5項、第6項、同条の5第4項および同条の6第1項第2号に定める区間(以下「当該区間」という。)を乗車する場合、旅客営業規則第140条第3項第1号に定める鉄道駅バリアフリー料金を当該区間に定める大人片道普通旅客運賃に加算してS F 残額から減額する。

2 前項にかかわらず、第7条の3第1項と第5項に定める区間の各駅間を相互に乗り継いで乗車する場合、同条の3第5項に定める大人片道普通旅客運賃に限り鉄道駅バリアフリー料金を加算してS F 残額から減額する。

(京成本線、東成田線、押上線、金町線および千葉線の各駅相互発着となる場合の運賃)

第 7 条の3 京成本線、東成田線、押上線、金町線および千葉線の各駅相互発着となる場合の大人片道普通旅客運賃は、次に定める額とする。

3キロメートルまで	136円
3キロメートルをこえ5キロメートルまで	157円
5キロメートルをこえ10キロメートルまで	189円
10キロメートルをこえ15キロメートルまで	262円
15キロメートルをこえ20キロメートルまで	325円
20キロメートルをこえ25キロメートルまで	377円
25キロメートルをこえ30キロメートルまで	440円
30キロメートルをこえ35キロメートルまで	492円
35キロメートルをこえ40キロメートルまで	545円
40キロメートルをこえ45キロメートルまで	608円
45キロメートルをこえ50キロメートルまで	671円
50キロメートルをこえ55キロメートルまで	733円
55キロメートルをこえ60キロメートルまで	786円
60キロメートルをこえ65キロメートルまで	849円
65キロメートルをこえ70キロメートルまで	902円

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の1に該当する場合は、大人片道普通旅客運賃にそれぞれ次に定める運賃を加算する。

(1) 140円を加算する。

ア 京成成田駅と空港第2ビルまたは成田空港駅間を乗車する場合

イ 空港第2ビルまたは成田空港駅発着となる場合

(2) 70円を加算する。

ア 京成成田駅と東成田駅間または同区間と他の区間を乗車する場合

イ 東成田駅と空港第2ビルまたは成田空港駅間を乗車する場合

3 前項の規定にかかわらず、成田空港線の各駅に乗り継ぐ場合（空港第2ビルを乗換駅とする。）については、加算運賃を適用しない。

4 前各項の規定にかかわらず、特定区間の普通旅客運賃は次に定める額とする。

京成成田と成田空港間は	262円
京成成田と空港第2ビル間は	262円
空港第2ビルと成田空港間は	147円
京成幕張本郷と京成千葉間は	231円
京成幕張本郷と千葉中央間は	231円

八広と菅野間は	189円
八広と谷津間は	325円
八広とユーカリが丘間は	492円

5 千原線の各駅相互発着となる場合の大人片道普通旅客運賃は、次に定める額とする。

3キロメートルまで	189円
3キロメートルをこえ5キロメートルまで	251円
5キロメートルをこえ6キロメートルまで	272円
6キロメートルをこえ7キロメートルまで	293円
7キロメートルをこえ8キロメートルまで	314円
8キロメートルをこえ9キロメートルまで	325円
9キロメートルをこえ10キロメートルまで	346円
10キロメートルをこえ11キロメートルまで	367円

※別表第1号のとおり

6 電鉄線の各駅と成田空港線の各駅間を相互に乗り継いで乗車する場合の大人片道普通旅客運賃は、次の各号により算出するものとする。

(1) 京成高砂を接続駅として、それぞれの大人片道普通旅客運賃を併算するものとする。

※別表第1号の2のとおり

(2) 京成成田～空港第2ビル間（京成上野起点67.8キロ）を接続点として、それぞれの大人片道普通旅客運賃を併算するものとする。

※別表第1号の3のとおり

（乗継運賃）

第7条の4 前条の規定にかかわらず、谷津駅もしくは京成津田沼から京成千葉間の各駅と千原線の各駅との相互間を乗り継いで乗車する場合の大人片道普通旅客運賃は、次に定める額とする。

(1) 谷津もしくは京成津田沼から新千葉間の各駅と千原線の各駅との相互間
千葉中央駅から谷津もしくは京成津田沼から新千葉間の各駅相互となる大人片道普通旅客運賃と千葉中央駅から千原線の各駅相互となる大人片道普通旅客運賃を併算した額から40円を差し引いた額とする。

(2) 京成千葉駅と千葉寺もしくは大森台駅との相互間
千葉中央駅から京成千葉駅間の大人片道普通旅客運賃と千葉中央駅から千原線のうち、千葉寺もしくは大森台駅との相互となる大人片道普通旅客運賃を併算した額から50円を差し引いた額とする。

(3) 京成千葉駅と学園前からちはら台間の各駅との相互間
千葉中央駅から京成千葉駅間の大人片道普通旅客運賃と千葉中央駅から千原線のうち、学園前からちはら台間の各駅相互となる大人片道普通旅客運賃を併算した額から70円を差し引いた額とする。

(成田空港線の各駅相互発着となる場合の運賃)

第 7 条の5 成田空港線の各駅相互発着となる場合の大人片道普通旅客運賃は、次に定める額とする。

3キロメートルまで	210円
3キロメートルをこえ5キロメートルまで	314円
5キロメートルをこえ7キロメートルまで	388円
7キロメートルをこえ9キロメートルまで	462円
9キロメートルをこえ11キロメートルまで	524円
11キロメートルをこえ14キロメートルまで	597円
14キロメートルをこえ17キロメートルまで	660円
17キロメートルをこえ20キロメートルまで	712円
20キロメートルをこえ23キロメートルまで	765円
23キロメートルをこえ26キロメートルまで	796円
26キロメートルをこえ29キロメートルまで	828円
29キロメートルをこえ33キロメートルまで	859円
33キロメートルをこえ37キロメートルまで	891円
37キロメートルをこえ41キロメートルまで	922円
41キロメートルをこえ45キロメートルまで	953円
45キロメートルをこえ49キロメートルまで	974円
49キロメートルをこえ52キロメートルまで	995円

2 前項の規定にかかわらず、特定区間の普通旅客運賃は次に定める額とする

空港第2ビル～成田空港間 157円

3 第1項の規定にかかわらず、京成高砂～印旛日本医大間の各駅相互発着となる場合の大人片道普通旅客運賃は、次に定める額とする。

3キロメートルまで	188円
3キロメートルをこえ5キロメートルまで	279円
5キロメートルをこえ7キロメートルまで	330円
7キロメートルをこえ9キロメートルまで	379円
9キロメートルをこえ11キロメートルまで	427円
11キロメートルをこえ14キロメートルまで	475円
14キロメートルをこえ17キロメートルまで	546円
17キロメートルをこえ20キロメートルまで	617円
20キロメートルをこえ23キロメートルまで	669円
23キロメートルをこえ26キロメートルまで	720円
26キロメートルをこえ29キロメートルまで	768円
29キロメートルをこえ33キロメートルまで	811円

4 成田空港線の各駅と京成電鉄線の各駅間を相互に乗り継いで乗車する場合の大人片道普通旅客運賃は、次の各号により算出するものとする。

(1) 京成高砂を接続駅として、それぞれの大人片道普通旅客運賃を併算する

ものとする。

※別表第 1 号の 2 のとおり

- (2) 成田湯川～空港第 2 ビル間（京成高砂起点 49.9 キロ）を接続点として、それぞれの大人片道普通旅客運賃を併算するものとする。

※別表第 1 号の 3 のとおり

（北総線各駅に乗り継ぐ場合の運賃）

第 7 条の 6 次の各号に定める大人片道普通旅客運賃は、別表第 1 号のとおりとする。

- (1) 成田湯川・空港第 2 ビル・成田空港の各駅と北総線の各駅（東松戸・新鎌ヶ谷・千葉ニュータウン中央の各駅を除く。）間を相互に乗り継いで乗車する場合
- (2) 成田湯川～空港第 2 ビル間（京成高砂起点 49.9 キロ）を接続点として、京成電鉄線の各駅と北総線の各駅（東松戸・新鎌ヶ谷・千葉ニュータウン中央の各駅を除く。）間を相互に乗り継いで乗車する場合

（小児片道普通旅客運賃）

第 7 条の 7 小児片道普通旅客運賃は、大人片道普通旅客運賃を折半し、1 円未満の端数を切り捨てた額とする。

（旅客の同意）

第 8 条 旅客は、この規則およびこれに基づいて定められた規定を承認し、かつこれに同意したものとする。

（取扱区間）

第 9 条 当社における外国人向け I C カード乗車券の取扱区間は、全線とする。

（制限または停止）

第 10 条 旅客の運送の円滑な遂行を確保するため、当社が必要であると認めたときは、次に掲げる制限または停止をすることがある。

- (1) 発売または障害返金等の箇所・枚数・時間・方法の制限または停止
- (2) 乗車区間、乗車経路、乗車方法または乗車する列車の制限

2 前項に基づくサービスの制限または停止に対し、当社はその責めを負わない。

第２章 発 売

（発売）

- 第 11 条 P A S M O P A S S P O R T は P A S M O P A S S P O R T 取扱規則の定めにより駅等で発売する。
- 2 当社では P A S M O P A S S P O R T に企画乗車券及び定期乗車券の発売はしない。

（チャージ）

- 第 12 条 外国人向けＩＣカード乗車券は、P A S M O P A S S P O R T 取扱規則の定めにより外国人向けＩＣカード乗車券を処理する機器によりチャージすることができる。
- 2 I C S F 乗車券を使用して乗車し、出場時に S F 残額が減額する運賃相当額に満たない場合および I C 企画乗車券を使用して乗車し出場時に精算が生じ、かつ S F 残額が減額する運賃相当額に満たない場合は、その不足額を精算機等によりチャージすることができる。
- 3 前項の場合、その不足額に 10 円未満の端数があるときは、これを 10 円単位に切り上げた額とする。

（S F 残額の確認）

- 第 13 条 外国人向けＩＣカード乗車券の S F 残額は、外国人向けＩＣカード乗車券を処理する機器により確認することができる。
- 2 外国人向けＩＣカード乗車券の S F 残額履歴の表示または印字は P A S M O P A S S P O R T 取扱規則の定めにより、外国人向けＩＣカード乗車券の処理を行う機器により行うことができる。
- 3 前各項にかかわらず、次の各号に定める場合は表示または印字による確認はできないものとする。
- （１） 出場処理がされていない S F 残額履歴
 - （２） 所定の機器による処理が完全に行われなかったときの S F 残額履歴
- 4 当社においては、P A S M O P A S S P O R T 取扱規則の定めにかかわらず、前各項に定める S F 残額および S F 残額履歴のほか、最近の S F 残額履歴から 100 件までさかのぼって確認することができる。ただし、次の各号に定める場合は表示または印字による確認はできない。
- （１） 出場処理がされていない S F 残額履歴
 - （２） 所定の機器による処理が完全に行われなかったときの S F 残額履歴

第3章 運賃

(I C S F 乗車券における運賃の減額)

- 第 14 条 旅客が I C S F 乗車券を使用して乗車する場合、出場時に当該乗車区間に対する大人片道普通旅客運賃を S F 残額から減額する。ただし、小児用 P A S M O P A S S P O R T にあつては、小児片道普通旅客運賃を減額する。
- 2 当社の駅発着となる場合で、当該発着区間内に他の I C 鉄道事業者を含む場合であっても、特に認めた場合を除き、全線当社を使用したものとみなして、片道普通旅客運賃を収受する。
- 3 乗換駅を経由して着駅で出場する場合は、発着区間の片道普通旅客運賃相当額と当該乗換駅における収受額とを比較し、不足額は収受し過剰額は払いもどしをしないものとする。

(I C 企画乗車券における運賃の減額)

- 第 14 条の2 旅客が I C 企画乗車券を使用して入場した後、任意の駅まで乗車し、出場する場合の取扱いは次の各号の定めるとおりとする。
- (1) 有効期間内で有効区間内から入場した後、有効区間外の任意の駅まで乗車し出場する場合は、別途乗車となる区間の片道普通旅客運賃相当額を減額する。
- (2) 有効期間内で有効区間外から入場した後、有効区間内の任意の駅まで乗車し出場する場合は、別途乗車となる区間の片道普通旅客運賃相当額を減額する。
- (3) 有効期間内で有効区間外の駅相互間を乗車する場合は、別途乗車となる区間の片道普通旅客運賃相当額を合算した額、または片道普通旅客運賃を減額する。
- (4) 有効期間の開始日前もしくは有効期間の満了日の翌日以降において乗車する場合は、実際乗車区間の片道普通旅客運賃を減額する。
- (→第 17 条「効力」)

(当社を含む I C 鉄道事業者相互間を乗車する場合の運賃の減額)

- 第 15 条 旅客が I C S F 乗車券を使用して入場した後、各 I C 鉄道事業者の定める取扱区間内を連続して乗車する場合、出場時に減額する旅客運賃は、実際に乗車した経路に基づき、各 I C 鉄道事業者で定める大人片道普通旅客運賃の計算方による運賃の合算額とする。また、小児用 P A S M O P A S S P O R T の S F から減額する旅客運賃にあつては、各 I C 鉄道事業者で定める小児片道普通旅客運賃の合算額とする。
- 2 旅客が I C 企画乗車券を使用して入場した後、各 I C 鉄道事業者の定める取扱

区間内を連続して乗車し、出場する場合の取扱いは前条の規定を準用する。

- 3 前各項にかかわらず、改札機等での旅客運賃の減額は、入場した駅から4社局以内の各 I C 鉄道事業者の定める取扱区間内を連続して乗車した場合に限る。ただし、5社局以上を連続して乗車した場合であっても、4社局以内を連続して乗車できる経路がある場合には、4社局以内を連続して乗車したものとみなして運賃を減額する。
- 4 前各項にかかわらず、乗車経路が特定できない場合は、実際に乗車した経路と異なる経路を乗車したものとみなして運賃を減額することがある。
- 5 I C 鉄道事業者が規定する旅客運賃に割引を適用する区間を乗車する場合は、出場時に当該区間の片道普通旅客運賃から割引額を減じた額を減額する。ただし、同一 I C 鉄道事業者の割引適用区間が重複する場合にあっては、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 割引額が異なる場合には、旅客運賃が低廉となる割引を適用する。
 - (2) 割引額が同一の場合には、乗車経路において最初に発生する割引を適用する。
- 6 旅客は2以上の旅客運賃の割引が適用される場合であっても、旅客運賃の割引を重複して請求することができない。

(身体障害者割引および知的障害者割引)

第 16 条 当社が別に定める身体障害者旅客運賃割引規程および知的障害者旅客運賃割引規程により、割引を受けようとする旅客（日本の都道府県が発行した身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている者に限る。）が外国人向け I C カード乗車券による乗車の意思を表示したときは、当社線内を利用する場合に限り、I C S F 乗車券による乗車では当該区間の片道普通旅客運賃、I C 企画乗車券による乗車では第 14 条の 2 の規定により算出する片道普通旅客運賃相当額、または片道普通旅客運賃からそれぞれ 5 割引した額を減額する。

- 2 前項にかかわらず、各 I C 鉄道事業者の定める取扱区間内を連続して乗車する場合は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 前条第 1 項から第 4 項の規定により算出する片道普通旅客運賃相当額、または片道普通旅客運賃からそれぞれ 5 割引した額を減額する。
 - (2) 旅客は 2 以上の旅客運賃の割引が適用される場合であっても、旅客運賃の割引を重複して請求することができない。ただし、前条第 5 項に規定する割引額との重複についてはこの限りではない。
- 3 前各項の取扱いは、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、改札機等による改札を受けて入場し、出場時に係員に身体障害者手帳または療育手帳を呈示するものとする。

(身体障害者割引運賃および知的障害者割引運賃の端数処理)

第 16 条の 2 前条第 1 項の規定により割引の運賃を減額する場合、1 円未満の端数があるときは、1 円未満の端数を切り捨てた額とする。

第4章 効 力

(効力)

第 17 条 外国人向け I C カード乗車券取扱区間内において、I C S F 乗車券を使用して乗車する場合、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 当該乗車区間において、片道 1 回の乗車に限り有効なものとする。この場合、I C S F 乗車券 1 枚をもって 1 人が使用することができる。なお、大人用 P A S M O P A S S P O R T から大人片道普通旅客運賃を減額することを承諾して使用する場合には、小児 1 人が使用することができる。
- (2) 入場後は、当日限り有効とする。
- (3) 途中下車の取扱いはしない。
- (4) 乗継駅（および乗換駅）では、S F 残額が発駅からの片道普通旅客運賃に満たない場合、当該乗継駅（または乗換駅）での出場ができない。
- (5) 乗継駅（および乗換駅）では、出場から再入場までの時間が 60 分を超えた場合、乗継（および乗換）の取扱いをしない。

2 P A S M O P A S S P O R T に発売された企画乗車券については、当社の旅客営業規則等の定めるところによる。ただし、S F をチャージした I C 企画乗車券の有効区間外または有効期間の開始日前もしくは有効期間の満了日の翌日以降において乗車する場合は、前項を適用する。

(レファレンスペーパーの再印字)

第 18 条 レファレンスペーパーの記載事項が不明となったときまたは紛失等したときは、速やかに当該 P A S M O P A S S P O R T を当社に呈示して、レファレンスペーパーの再印字を請求しなければならない。

(無効となる場合)

第 19 条 外国人向け I C カード乗車券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。この場合、無効となった外国人向け I C カード乗車券の取扱いは P A S M O P A S S P O R T 取扱規則の定めによる。

- (1) 旅行開始後の外国人向け I C カード乗車券を他人から譲り受けて使用した場合
- (2) 係員の承諾なく改札機等による改札を受けずに入出場した場合、または I C 企画乗車券の有効区間外の区間を乗車し、係員の承諾を受けずに出場した場合
- (3) 外国人向け I C カード乗車券を使用資格者以外の者が使用した場合
- (4) 使用資格を偽って購入した外国人向け I C カード乗車券を使用した場合

- (5) 当社の旅客営業規則等に定める乗車券が無効となる事項に該当する場合
- (6) 偽造、変造または不正に作成された外国人向け I C カード乗車券もしくは S F を使用した場合
- (7) 旅客の故意または重大な過失により外国人向け I C カード乗車券が障害状態となったと認められる場合
- (8) その他不正乗車的手段として使用した場合

(不正使用に対する旅客運賃・増運賃の収受)

第 20 条 前条各号のいずれかに該当した場合、旅客営業規則の定めにより収受する。

(→第 19 条「無効となる場合」)

第 5 章 障害返金

(障害返金)

第 21 条 I C S F 乗車券の障害返金の取扱いは、P A S M O P A S S P O R T 取扱規則の定めるところにより行う。

2 I C 企画乗車券が付加された外国人向け I C カード乗車券の障害返金の取扱いを行う場合は、I C 企画乗車券およびレファレンスペーパーを呈示したときに、障害返金整理票を発行する。ただし、返金する当日において企画乗車券の有効期間が終了している場合は、前項の取扱いをすることがある。

3 前項により障害返金整理票が発行された当該 I C 企画乗車券は、旅客が障害返金整理票発行日の翌日から、当該 I C 企画乗車券の有効期限が終了する日の翌日を起算日として 1 4 日以内に次の第 1 号から第 3 号の条件を満たした上、S F 残額の返金を請求した場合に限って、当該 I C 企画乗車券に記録されていた S F 残額を返金する。

(1) 旅客が前項により発行した障害返金整理票とともにレファレンスペーパーを提出すること。

(2) 旅客が当該 I C 企画乗車券を呈示すること。

(3) 当該 I C 企画乗車券の企画乗車券が当社で発売されたものであること。

4 前項において、企画乗車券の払いもどしをあわせて請求した場合は、旅客営業規則等の定めにより取扱う。

5 当該 I C 企画乗車券の障害返金の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。

6 次の各号のいずれかに該当する場合は、理由の如何を問わず障害返金の取扱いを行わない。

(1) 裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合

(2) 旅客の故意または重大な過失により I C 企画乗車券が障害状態となったと認められ、第 1 9 条第 7 号により無効となった場合

(→第 1 9 条「無効となる場合」)

(免責事項)

第 22 条 この規則に定めのない、P A S M O P A S S P O R T を媒体としたサービス（当社が提供するものを除く。）に関して生じた使用者の損害等については、当社はその責めを負わない。

第6章 払いもどし

(払いもどし)

第 23 条 旅客は、P A S M O P A S S P O R T 取扱規則の定めるところにより、S F 残額の払いもどしを請求することができない。

第7章 特殊取扱

(同一駅で出場する場合)

第 24 条 旅客は、I C S F 乗車券を使用して入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、実際乗車区間の普通旅客運賃を支払い、当該 I C S F 乗車券の発駅情報の消去処理を受けなければならない。ただし、旅客が I C 企画乗車券を使用する場合の取扱いは次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 有効期間内で有効区間内から入場した後、有効区間外の任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、別途乗車となる区間の普通旅客運賃相当額を支払い、当該 I C 企画乗車券の発駅情報の消去処理を受けなければならない。
 - (2) 有効区間外の駅または有効期間の開始日前もしくは有効期間の満了日の翌日以降において入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、実際乗車区間の普通旅客運賃または別途乗車となる区間の普通旅客運賃相当額を支払い、当該 I C 企画乗車券の発駅情報の消去処理を受けなければならない。
- 2 次の各号に該当し、乗車せずに同一駅で出場する場合は、当該入場駅の入場料金を支払い、発駅情報の消去処理を受けなければならない。
- (1) I C S F 乗車券を使用して入場した場合。
 - (2) I C 企画乗車券を有効区間外の駅もしくは有効期間の開始日前または有効期間の満了日の翌日以降に使用して入場した場合。

(列車の運行不能の場合の取扱い)

第 25 条 I C 企画乗車券を所持し、その乗車券の有効期間内に有効区内を乗車する旅客が、改札機等による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合、付加されている乗車券については旅客営業規則等に定める取扱いによる。

2 旅客が次の各号のいずれかに当てはまる外国人向け I C カード乗車券を所持し、改札機等による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合は、アまたはイの取扱いを選択のうえ請求することができる。

(1) I C S F 乗車券

(2) S F をチャージした有効区間外もしくは有効期間の開始日前または有効期間の満了日の翌日以降の I C 企画乗車券

ア 発駅まで無賃送還をするとき

乗車区間の旅客運賃は収受せず、無賃送還後、発駅での出場時に当該外国人向け I C カード乗車券の発駅情報の消去処理を行う。ただし、無賃送還中の途中駅で下車した場合は、次号に定める取扱いを適用する。

イ 発駅に至る途中駅まで無賃送還したときまたは当該駅で旅行を中止したとき

発駅から途中駅または当該駅までの片道普通旅客運賃相当額を、途中駅または当該駅において外国人向け I C カード乗車券の S F 残額から減額する。

第 8 章 I C カードの相互利用

(I C カードの相互利用)

第 26 条 株式会社パスモが相互利用を行う以下の I C カードについては、第 3 条第 1 項第 1 号に定める外国人向け I C カード乗車券として取扱うこととし、本規定を準用する。

東日本旅客鉄道株式会社が発行する「Welcome Suica」

2 前項で定める一部の外国人向け I C カード乗車券について、外国人向け I C カード乗車券を処理する機器で使用できない場合がある。

3 第 1 項に定める外国人向け I C カード乗車券において、この規則に定めのない事項については、法令、当社の旅客営業規則および第 1 項に定める各 I C カードを発行する事業者の規則（以下、「I C カード発行事業者規則」という。）の定めるところによる。

(I C カードの相互利用において取扱わない業務)

第 27 条 前条にかかわらず、次の各号に定める取扱いは行わない。

- (1) 第 11 条（発売）
- (2) 第 13 条第 4 項（S F 残額の確認）
- (3) 第 18 条（レファレンスペーパーの再印字）
- (4) 第 21 条（障害返金）、ただし本条に定める障害返金整理票交付手続きは行う。
- (5) 第 23 条（払いもどし）

(相互利用における I C カード発行事業者規則に基づく取扱い)

第 28 条 以下の取扱いについては第 26 条第 1 項に定める I C カード発行事業者において、I C カード発行事業者規則の定めるところにより取扱う。

第 19 条により無効となったカードの取扱い

別表1号の2

Table with 100 columns and 100 rows showing fare data for various stations. The table is a lower triangular matrix where each cell contains a fare value. The stations listed on the right side of the table include: 京成上野, 日暮里, 新三河島, 千住大橋, 京成関屋, 堀切菖蒲園, お花茶屋, 青砥, 京成高砂, 新柴又, 矢切, 北国分, 秋山, 東松戸, 松飛台, 大町, 新鎌ヶ谷, 西白井, 白井, 小室, 千葉NT中央, 印西牧の原, 印旛日本医大, 成田湯川, 京成小岩, 江戸川, 国府台, 市川真間, 普野, 京成八幡, 鬼越, 京成中山, 東中山, 京成西船, 海神, 京成船橋, 大宮宮下, 船橋競馬場, 谷津, 京成津田沼, 京成大久保, 突粍, 八千代台, 京成大和田, 勝田台, 志津, ユーカリが丘, 京成臼井, 京成佐倉, 大佐倉, 京成酒々井, 京香参道, 公津の社, 京成成田, 空港第2ビル, 成田空港, 東成田, 京成立石, 四ツ木, 八広, 京成曳舟, 押上, 柴又, 京成金町, 京成幕張本郷, 京成幕張, 検見川, 京成稲毛, みどり台, 西登戸, 新千葉, 京成千葉, 千葉中央, 千葉寺, 大森台, 学園前, ちほら台.

☆ 普通旅客運賃表(高砂経由)

(2024年3月16日改定・IC運賃)

太字 … 乗継割引設定区間 ■ … 特定運賃区間

- 北総及び成田空港線相互間
本線～(高砂)～北総及び成田空港線
本線～(高砂・成田空港線経由)～B空港
北総及び成田湯川～B空港
本線～東成田(加算運賃を適用)

■小児運賃の算出法は、大人旅客運賃を折半し、1円未満のは数を切り捨てた額とする。
但し、京成高砂を境界として京成線各駅と北総線(新柴又～印旛日本医大間)各駅を跨って乗車する場合(赤字で表記)は、京成線と北総線のそれぞれの小児運賃を併算した額とする。
例)上野～西白井間 大人:818円(京成:272円+北総:546円)→小児:409円(京成:136円+北総:273円)

別表1号の3

Table with 100 columns and 100 rows showing fare data for various stations. The table is a lower triangular matrix where each cell contains a fare value. The stations listed along the diagonal include 京成上野, 日暮里, 新三河島, 千住大橋, 京成関屋, 堀切菫圃, お花茶屋, 青砥, 京成高砂, 新柴又, 矢切, 北国分, 秋山, 東松戸, 松飛台, 大町, 新鎌ヶ谷, 西白井, 白井, 小室, 千葉NT中央, 印西牧の原, 印旛日本医大, 成田湯川, 京成小岩, 江戸川, 国府台, 市川真間, 普野, 京成八幡, 鬼越, 京成中山, 京成西山, 海神, 京成船橋, 大神宮下, 船橋競馬場, 谷津, 京成津田沼, 京成大久保, 実籾, 八千代台, 京成大和田, 勝田台, 志津, ユーカリが丘, 京成臼井, 京成佐倉, 大佐倉, 京成酒々井, 京参道, 公津の社, 京成成田, 空港第2ビル, 成田空港, 東成田, 京成立石, 四ツ木, 八広, 京成曳舟, 押上, 柴又, 京成金町, 京成幕張本郷, 京成幕張, 検見川, 京成稲毛, みどり台, 西登戸, 新千葉, 京成千葉, 千葉中央, 千葉寺, 大森台, 学園前, おゆみ野, ちはら台.

☆ 普通旅客運賃表(接続点経由)

(2024年3月16日改定・IC運賃)

太字 … 乗継割引設定区間 赤 … 特定運賃区間

- 復乗区間(本線運賃適用)
本線～(接続点)～北総及び成田空港線
本線～(高砂)～成田空港線～(接続点)～本線
北総及び成田空港線～(高砂)～本線～(接続点)～北総及び成田空港線
東成田～2ビル・空港(70円加算運賃を適用)
本線～本線空港(140円加算運賃を適用)
北総及び成田空港線～(高砂)～本線空港

■小児運賃の算出法は、大人旅客運賃を折半し、1円未満のは数を切り捨てた額とする。
但し、京成高砂を境界として、京成線高砂以遠(柴又方、青砥方、京成小岩方)の各駅と北総線(新柴又～印旛日本医大間)各駅を跨って乗車する場合(赤字で表記)は、京成高砂を境界としたそれぞれの区間の小児運賃を併算した額とする。

例) 新柴又～矢切間 大人: 1958円 → 経路は、新柴又～(北総線)～京成高砂 … 京成高砂～(京成本線)～接続点～(成田空港線・北総線)～矢切
大人188円 → 小児94円 大人1770円 → 小児885円 ⇒ 左記を併算し、979円